

## 平成 28 年度西日本弁理士クラブ若手会主催 「判決から学ぶ進歩性の判断」 研修報告

平成 28 年 1 月 2 日（水）に、「判決から学ぶ進歩性の判断」のテーマで研修を開催いたしました。平日の夕方にも関わらず、特許事務所だけでなく、企業の方も含めて、40 名の方にご参加いただきました。

今回の研修では、講師に弁理士の北村修一郎先生をお迎えし、最近の知財高裁の進歩性判断を具体的に追っていきながら、裁判官がどのようなポイントに基づいて進歩性を判断したか、裁判官の感覚を感じ取るとともにその問題点を抽出し、今後の課題についてお話しいただきました。

最初にまず、なぜ進歩性の判断を審決取消訴訟から学ばなければいけないのか、無効審判の審決取消率の推移、知的財産高等裁判所について、説明していただきました。



次に、過去の判決について、裁判官によってなされた、主引用発明に副引用発明を適用する動機付けの判断及び阻害事由の判断について、系統立ててご説明いただきました。今回の研修で取り上げられた技術分野は、機械分野から化学分野に至る多岐に渡るものでしたが、本件特許発明及び引用発明の内容を、図面と照らし合わせながら丁寧に分かりやすく説明して下さったので、さまざまな専門分野の参加者にも発明が理解しやすいものであり、幅広い判決を理解する機会になったのではないかと思います。

最後に、判決から進歩性を理解するための留意点についてお話ししていただきました。特に、その判断がされた時代背景や裁判官の個性を意識するという視点は、多くの参加者の印象に残るものであったのではないかと思います。

研修全体を通して、多くの判決における進歩性の判断を学ぶことができ、判決文を単に読んだだけでは得ることの出来ない情報を得られるものであり、実務経験の浅い方からベテランの方までそれぞれが今後活かすことができる研修になったと思います。

以上